

## 90年連合／緑の党の安保観の変容と そのドイツ対外安保政策への主導的意味<sup>(1)</sup>

中川 洋一

### はじめに

統一ドイツは、多国間機構の枠内で行動するといった、旧西独外交との連續性を国内外に喧伝する必要があった。SPD（社会民主党）と90年連合／緑の党（以下緑の党）は伝統的に反軍事主義を抱いており、1998年に成立した赤緑政権は、独自の途を歩む可能性があった。だが、その赤緑政権が派兵を積極的に実施し、安保政策上の転機をもたらした。

このことに関して、先行研究<sup>(2)</sup>は、派兵への支持を強いられた受動的存在として緑の党を描き、同党がドイツの安保政策の変容に主体的に寄与した側面を軽視する。確かに、今日の同党は、非暴力に基づく平和主義を保持していない。しかし同党は、平和主義理念に基づき予防外交や平和構築を推進してきた<sup>(3)</sup>。その際、彼らの安保観は少なくとも議題設定機能を發揮し、SPDやCDU/CSU（キリスト教民主／社会同盟）の安保観に影響を与えた可能性がある。また、同党はフィッシャー（Joseph Fischer）外相やフォルマー（Ludger Volmer）外務政務次官らを通じて、対外安保政策に影響を与えた。その結果、平和主義は形を変えて今日のドイツ対外安保政策にも息づいている。

また先行研究は、緑の党の安保観が決定的に変化し、1999年のコソボ空爆を支持した要因を専ら人権や道義的理念に求め、緑の党が安保観を変化させた転機として、ボスニア戦争での市民の虐殺、特に1995年のスレブレニツア虐殺事件を重視する<sup>(4)</sup>。しかし、同事件は緑の党現実派の安保観の変化こそ導いたが、党

(1) 本稿の作成に際し、有用な助言を頂戴した丸山仁教授（岩手大学）や査読者の先生方、資料を提供頂いたフォルマー氏に深謝します。

(2) 緑の党に関する邦語文献は、丸山仁「統一ドイツにおける同盟90・緑の党の展望—グリーンポリティクスの方へ」岩手大学人文社会学部紀要『アルテス リベラレス』61号（1997年）135-158頁、西田慎「ドイツ・エコロジー政党の誕生—「68年運動」から緑の党へ」（昭和堂、2009年）等。

(3) 予防外交とは当事者間の争いの発生や紛争への発展を防止する行動であり、短期及び長期予防外交がある。具体例は信頼醸成措置、早期警戒、予防展開、破綻国家の社会・政治的構造改革である。平和構築は国内紛争の再発防止を目的に、紛争後の国家の政治社会制度の再建を企図した活動であり、長期予防外交との区別は曖昧である。吉川元『国際安全保障論』（有斐閣、2009年）267頁。

(4) E. g. Hanns W. Maull, "German Foreign Policy, Post-Kosovo: Still a civilian power?", *German politics*, vol. 9. issue 2, 2000, pp. 6-12.

内左派の安保観の変化を導いておらず、緑の党が安保観を変化させ、軍事力を使用する危機管理観を獲得した決定的転機とは言えない。寧ろ、1997年末以後に党内左派が安保観を変容させたことが、緑の党の安保観の変容を考慮する上で決定的な意味を持っていた。さらに、彼らが安保観を変化させた根拠として、先行研究が強調する人権や道義的理念も否定できないが<sup>(5)</sup>、彼らは寧ろ政権参画願望、政権与党としてのプラグマティズムや政権維持意識から安保観を変化させた。また同党は、こうした意識から、地方選挙や世論の動向や連立相手のSPDの反応に過敏になつたり、党の指導体制の強化や、指導体制の効率性を求めて機構改革を行つた。

さらにドイツには交渉民主主義が存在し、政策決定は交渉による合意形成が基調となる。政府閣僚と与党や連邦議会院内会派との間には制度的に距離がある上、一般に複数政党が連立による政権を組閣するため、これらのアクター間での政策調整が必要となる<sup>(6)</sup>。先行研究は、緑の党が安保観を変化させる上でフィッシャーが果たした役割を誇張し、現実派と協力し政権運営に意欲的な政権左派が政策調整過程で果たした役割を軽視する<sup>(7)</sup>。だが、現実には党内でのフィッシャーの影響力は限られ、政権左派達の見解の変化や協力が不可欠であった<sup>(8)</sup>。

以上の問題意識を踏まえ、以下第1節では緑の党の党構造に触れ、潮流(Stromungen)の機能や、現実派やフィッシャー単独では党の運営が困難であったことや、機構改革の概要を明らかにする。第2節では1997年末から政権参画期の、第3節ではメルケル政権期の派兵政策への緑の党の対応を検証する。同4項では、緑の党の予防観がSPDのそれに先行した事実や、SPDやCDU/CSUの類似した安保観や、赤緑政権の予防外交や平和構築について考察する。

## 1 緑の党の党構造と機構改革

緑の党は、エコロジー、底辺民主主義、非暴力を掲げた反政党的政党として出発した。緑の党では、党内の決定は現実派や左派といった潮流に大きく影響を受ける。現実派は議会活動を重視し、他党との連立による政権参画を目指す議会主義を取る。他方で左派は、議会外での抗議行動によるラディカルな体制変革を指向する。潮流とは、派閥ほど組織化されていないが、傾向(Tendenzen)よりは

(5) Adrian Hyde-Price, "Germany and the Kosovo war: Still a Civilian Power?", *German politics*, vol. 10, issue 1, 2001, p. 22.

(6) 安井宏樹「ドイツ——『改革渋滞』と『21世紀型統治システム』」佐々木毅編『21世紀デモクラシーの課題』(吉田書店, 2015年), 224-232頁。

(7) E.g. Hyde-Price, "Germany and the Kosovo War", p. 21.

(8) 政権左派はトリッティン(Jürgen Trittin), フォルマー, ベーア(Angelika Beer)等。Joachim Raschke, *Die Zukunft der Grünen. So kann man nicht regieren*, Campus, 2001, S. 352-354.

制度化され、イデオロギーに動機づけられた心情共同体である<sup>(9)</sup>。党は、政府閣僚、院内会派、党指導部といった戦略と関係する立場の3から5名により構成され、潮流を統括する、戦略的中枢を構成できずにいた。戦略的中枢や正式な構造が存在しない中、潮流は、多数派形成やポスト配分、人材獲得の代理的制度や討議サークルとして機能すると共に、党内を統合する役割を果たした<sup>(10)</sup>。

発足以来、同党は現実派と左派との潮流間の対立に苦慮してきた。1991年以後、両潮流の領袖がお互い妥協することにより、党内対立は沈静化したが、党の指導体制は寡頭制化し、党は戦略的中枢の形成を一層困難にした<sup>(11)</sup>。赤緑政権の組閣後も、2000年7月に党委員会、院内会派、政府閣僚、州理事会から構成される州連合を調整する党理事会が開かれるまでは、戦略的中枢は存在せず、潮流の影響力が大きかった。また、特定の人物や集団への権力集中を避ける兼職禁止といった規定や潮流間政争は、党中央への人材や資源の収斂や、安定的な戦略的中枢の形成を阻んだ<sup>(12)</sup>。

赤緑政権下の同党には、フィッシャーによる専制体制である「フィッシャリズム」と、左派を含む他の党員達が緩やかに結び付き無秩序に存在する「断片化」が存在した。「断片化」は、戦略的中枢の構築を阻んだ。また、「フィッシャリズム」は主に現実派の構成員により形成され、1990年代以後、フィッシャーやクーン(Fritz Kuhn)達による寡頭制が生じた。

党内左派では、1993年にバーベルスベルク・サークルが結成された。コソボ戦争の際に同サークルは、政権左派と、原理主義的反対勢力として政府の運営に批判的な底辺緑と、両者に批判的に底辺緑の逸脱を阻止しようとする戦略左派に分裂し、解体した。

赤緑政権下では、現実派が連邦院内会派や党指導部の中核を構成した。しかし、左派は党理事会で過半数を獲得でき、党大会での動員能力も有すため、現実派が党全体を統御した訳ではない。また、フィッシャーは単独では党を統御できず、党の決定過程への結びつきも弱かった<sup>(13)</sup>。さらに、底辺緑がフィッシャーの外交運営を阻んだため、フィッシャーや政権左派や党指導部は調整を図る必要があった。

また党指導部は、与党としてのプラグマティズム意識から、指導体制の強化や効率化を企図した機構改革を実施した。1998年のライプツィヒ党大会では、連

(9) Nishida Makoto, *Strömungen in den Grünen (1980-2003)*, Lit-Verlag, 2005, S. 24.

(10) Joachim Raschke, „Sind die Grünen regierungsfähig?“, *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B10/2001, S. 24.

(11) Raschke, *Die Zukunft der Grünen*, S. 339.

(12) Ebenda, S. 45-49.

(13) Raschke, „Sind die Grünen regierungsfähig?“, S. 21-24.

邦指導部の縮小や党理事会の設置を決定すると共に、両機構に強力な権限を与えた<sup>(14)</sup>。2002年にも、党上層部への権力集中が図られた。2003年には、指導部6名中2名に対する党ポストと議員職の兼務や、党理事会の構成員21人中9名が閣僚か議員であることを認め、兼職禁止規定が緩和された。2005年、SPDとCDU/CSUの第1次メルケル（Angela Merkel）政権が成立し、緑の党は下野した。

## 2 赤緑政権の派兵政策と緑の党

### (1) 反戦平和主義の動搖

冷戦期、ドイツ社会には非軍事的理念が存在した。しかし冷戦後、湾岸戦争を契機に首相、外相、国防相達は、国際紛争の収拾のため、積極的に軍事貢献を行う必要性を認識し始めた。彼らに誘導される形でドイツ社会は非軍事的理念を修正し、派兵の規模は徐々に増大した<sup>(15)</sup>。1994年の連邦議会選挙では、緑の党は抵抗政党から改良政党へ移行したが、同党は依然として急進的な安保観を維持した。

1995年夏、セルビア人武装勢力がムスリム系住民を虐殺したスレブレニツァ虐殺事件が発生した。この事件は、人権理念と平和理念の何れを重視するのかという議論を左派政党内に引き起こし、SPDや緑の党の現実派は安保観を転換させた。シャーピング（Rudolf Scharping）等のSPDの指導的政治家は、政権担当能力を示す目的から連邦軍のPKOや平和強制部隊への参加を支持し始め、6月の連邦議会では、CDU/CSUとFDPやSPDの3分の1が、ボスニアPKO防衛のための連邦軍の派兵や近接航空支援を支持した<sup>(16)</sup>。緑の党の大半は、同派兵に反対した。

緑の党では7月、フィッシャーがスレブレニツァへの武器供与か多国籍軍による防御軍の派兵を要求し<sup>(17)</sup>、党内で本格的な対立が生じた。12月、連邦議会がIFOR（ボスニア和平協定履行部隊）への連邦軍派兵を承認した際、緑の党院内会派の半数は、ブレーメン党大会で連邦軍の派兵反対を決定したにも拘らず、同派兵を支持した。もっとも、1996年には緑の党院内会派の大半がSFOR（安定化部隊）への連邦軍派兵に反対しており、緑の党は全体としては、1990年代末まで非軍事的理念を保持し、CDU/CSU、FDP（自由民主党）、SPDとの間で安保観の乖離が見られた。

(14) „Die neu gewählte Spitzte der Grünen“, *Süddeutsche Zeitung* (以下 SZ), 26. 6. 2000, S. 6.

(15) E.g. Christoph Bluth, *Germany and the Future of European Security*, Macmillan Press, 2000, p. 63.

(16) Maull, “German Foreign Policy, Post-Kosovo”, p. 6.

(17) „Die Katastrophe in Bosnien und die Konsequenzen für unsere Partei. Joschka Fischers Brief an der Bündnis90/Die Grünen vom 30. Juli. 1995“, *Blätter für deutsche und internationale Politik* (以下 BfduiP), Heft 9/1995, S. 1141-1152.

しかし、緑の党は1998年の連邦議会選挙を控え、1997年末から安保観を変化させ始めた。閉じた最小距離連合モデルは、互いに隣り合ったもの同士で連合が組まれる、どの政党の離脱もその連合を勝利連合から敗北連合に変えるか政党間関係の切断を導く、イデオロギーの異なる政党同士は、それを仲立ちする他の政党なくしては連合できないという隣接最小連合モデルの前提に加え、連合を組む政党間のうち、両端の政党イデオロギーの差異を最小にする連合が組まれるという前提から定義される<sup>(18)</sup>。SPDは、脱原発等の政策分野では緑の党的立場に近かったが、外交政策ではCDU/CSUの立場に近かった<sup>(19)</sup>。CDU/CSU, FDP, SPDでは連邦軍のSFOR参加やNATOの東方拡大の支持で既に合意が存在しており、緑の党がこれら3政党と見解が異なる場合、同党政権担当能力への疑義を招きかねなかった<sup>(20)</sup>。SPDは1996年にSFOR、1997年夏にはNATOの東方拡大に賛成していた<sup>(21)</sup>。また、緑の党的立場相手はSPDに限られたため、緑の党はSPDからの批判に敏感に反応し、見解をSPDへ接近させた。

フィッシャー、トリッティン、フォルマーは、緑の党が外交分野での政権担当能力を示すことが急務であると考えた<sup>(22)</sup>。1997年10月にトリッティン達が提出した選挙綱領案は、NATOの即時解体を謳っていた<sup>(23)</sup>。しかし、シュレーダー(Gerhard Schröder)SPD首相候補が「原理主義者達が……自分達の意向を貫くならば、赤緑政権は……成立しない」<sup>(24)</sup>と牽制したため、トリッティン達はNATO解体を長期的目標とし、かつ同盟国との調整の下で行うものへと草案を修正した。SPD幹事長は、緑の党的主張が穩健化したとして、この修正を賞賛した<sup>(25)</sup>。

1998年3月6日のマグデブルク党大会で、緑の党は選挙綱領を審議した。党大会に先立つ3日、トリッティンとフォルマーとフィッシャーは、SFOR IIを支持すること、連邦軍の派兵時には党の合意を前提とすること、26日の連邦議

(18) 川人貞史／吉野孝／平野浩／加藤淳子『現代の政党と選挙』(有斐閣、2011年), 238-240頁。

(19) Charles Lees, "The Red-Green coalition", *German Politics*, vol. 8, issue 2, 1999, pp. 177-186.

(20) Joschka Fischer, *Die rot-grünen Jahre. Deutsche Außenpolitik vom Kosovo bis zum 11. November*, Kiepenhauer & Witsch, 2007, S. 28.

(21) „Bravourärs erledigt“, *Der Spiegel*, 50/1996, S. 53.

(22) Raschke, *Die Zukunft der Grünen*, S. 343.

(23) Ludger Volmer, *Die Grünen und die Außenpolitik. Ein schwieriges Verhältnis*, Westfälischer Dampfboot, 1998, S. 558.

(24) „Zwei rasende Züge“, *Der Spiegel*, 44/1997, S. 25.

(25) Charles Lees, *The Red-Green coalition in Germany*, Manchester University Press, 2000, p. 93.

会で左派の二人は棄権票を投じることで合意した<sup>(26)</sup>。しかし党大会では、NATO 東方拡大が拒否され、連邦軍の SFOR II 参加への反対動議が可決された。また緑の党は同党大会で、2009 年迄にガソリン代を 1 リットルあたり 5 マルク（当時のレートで約 370 円）へ値上げするといった、国民に忍耐を強いいる主張を行った。このため、緑の党は政権担当能力を持たないとみなされ、緑の党の支持率は 10% から 6% へ低下した<sup>(27)</sup>。また 3 州の地方選挙で、緑の党は惨敗を喫した。シュレーダーは「緑の党はドイツに変化をもたらす危うい存在」と話し<sup>(28)</sup>、CDU/CSU との大連立や SPD 単独による組閣を検討した。またシュレーダーは、マグデブルク党大会の決定は緑の党における政権担当能力の不在を物語っていると批判し、これに対してフィッシャーは、同決定が緑の党への有権者の支持を損ねないよう尽力すると応じた<sup>(29)</sup>。このように、緑の党首脳部は危機意識を高め、5 月 12 日、党執行部全員が連邦軍の SFOR II 参加を容認した。また 6 月 7 日、緑の党はポン州理事会で、SFOR II への連邦軍の参加を支持する選挙綱領修正案を承認した<sup>(30)</sup>。19 日の連邦議会では、緑の党議員の 7 割が SFOR II を支持した。

最終的に 10 月に赤緑政権が誕生したが、緑の党と SPD には依然として安保観の相違が残された。SPD が欧州の安定には NATO が不可欠とし、ドイツが NATO へ関与することを確認したのに対し、緑の党は OSCE（欧州安全保障協力機構）を主要な安全保障協議の場と捉え、NATO の強化を謳うに留まった。党内左派は、国連や OSCE の補完的存在へ NATO を改編することを目指していた。また、SPD が国連や OSCE の授権を前提に、集団安全保障を超える活動への連邦軍の参加を認める一方、緑の党は連邦軍の戦闘行動や平和強制活動への参加に反対した<sup>(31)</sup>。

## （2）軍事力を使用する危機管理観の獲得

1998 年初頭以来、コソボ自治州の独立を目指すアルバニア系武装組織に対して、ユーゴスラビア（以下ユーゴ）政府が攻撃を行った。このため、西欧諸国とロシアは対応を迫られた。ドイツでは 10 月 26 日まで、CDU/CSU・FDP 政権が同問題に取り組んだ。

(26) „Der Fehler des Strategen“, *Das Parlament*, 12/1998, S. 36.

(27) Lees, “The Red-Green coalition”, p. 183.

(28) „Die alten Dämmlichkeiten“, *Der Spiegel*, 14/1998, S. 25.

(29) Markus Klein / Jürgen W. Falter, *Der lange Weg der Grünen. Eine Partei zwischen Protest und Regierung*, C. H. Beck, 2003, S. 51, 191.

(30) „Sinneswandel oder Taktik?“, *Das Parlament*, 12. /19. 6. 1998, S. 1. 州理事会は、党大会間における最上位の決議機関である。

(31) „Programme und Aussagen der Parteien zur Bundestagswahl am 27. 9. 1998“, *Das Parlament*, 4. 9. 1998, S. 17.

10月12日、クリントン（Bill Clinton）米大統領は「ドイツが参加しなければ、ユーゴ大統領はNATOによる威嚇を真剣に受け止めない」という声明をドイツ政府に伝え、NATOのユーゴ空爆活動への参加を促した<sup>(32)</sup>。ドイツの新旧政権の閣僚は、人道的惨劇の回避を目的に、NATOの空爆への連邦軍の参加を決定した<sup>(33)</sup>。13日、NATO理事会は戦闘開始準備を意味する「立て銃態勢」を発令し、軍事力の使用も辞さないことを決定した。ユーゴ大統領はUNSC決議1199号内容を受諾し、15日にコソボへのNATOの空中査察活動の受け入れに合意した。16日、連邦軍の空爆参加を決定する臨時連邦議会では、多くの議員が、空爆は回避されるとの予測から、投票はあくまで同盟との連帯を示すためのものであると考え、賛成票を投じた。

1998年末からコソボ情勢は再度悪化し、改善のために1999年2月からランブイエ和平交渉が開始された。しかし、和平交渉は失敗し、NATOはUNSCの授権がないまま、3月24日にコソボへの空爆活動を開始した。ドイツは偵察戦闘機を派遣し、戦後初めて戦闘を行った。

26日の連邦議会で、与党を含む議員の大半は、連邦軍の空爆への参加を承認した。首相や外相や国防相は、派兵の根拠に人権規範の擁護や米政府との連帯を挙げた<sup>(34)</sup>。緑の党の議員は概ね、派兵を支持した。フォルマー外務政務次官は、緑の党が政権党として pragmatischな政策を展開し、同盟国に連帯を示す必要があると考えた<sup>(35)</sup>。ベアは、空爆以外に人道的悲劇を阻止する手段がないと理解した<sup>(36)</sup>。かくして、前年10月に棄権票を投じた政権左派も連邦軍の空爆参加を支持した。

しかし、緑の党内は恐慌状態に陥った。党員や州幹部達が相次いで離党し、残った党員も党指導者達の罷免や政権離脱を訴えた。党内左派は政権左派、戦略左派、底辺緑に分裂し、底辺緑は、NATOの一方的かつ無期限の空爆の停止を訴えた。こうした事態を受け、党指導部は紛争収拾にむけた外交的手段を講じるよう、政府に要求した<sup>(37)</sup>。

フィッシャーとフォルマーは政権崩壊を恐れ、底辺緑の支持を調達すべく、外

(32) „Lästiges Joch“, *Der Spiegel*, 43/1998, S. 198.

(33) „Bonn stimmt Luftangriffen zu“, *SZ*, 13. 10. 1998, S. 1.

(34) Deutscher Bundestag. Stenographischer Bericht (以下 DBT, StenBer), 25. 3. 1999, S. 2424.

(35) Ludger Volmer, „Document, 26. 03. 99: Regieren oder Opponieren?“, Bundestagsfraktion Bündnis90/Die Grünen, *Der Kosovo-Krieg: Materialien und Diskussion*, Lang&schlußig, 14/01, 1999, S. 118.

(36) DBT. StenBer, 25. 3. 1999, S. 2426.

(37) „Grüne berufen Sonderparteitag ein“, *SZ*, 3. 4. 1999, S. 5.

交的紛争解決を模索した<sup>(38)</sup>。3月30日、フィッシャー外相は、米国務長官とイースター期間中のNATO空爆の停止を検討した。さらにフィッシャー外相は、4月12日のNATO外相理事会で和平案を提示した<sup>(39)</sup>。5月6日にコソボ和平案として成立したG8声明は、フィッシャー案を反映し、NATOではなく国連がコソボの暫定統治で主役を担うことを謳った<sup>(40)</sup>。

これに対し、一部の緑の党の指導者達は4月19日頃から空爆反対を表明し、政府は深刻な危機に陥った。トリッティン環境相は20日、「NATOの攻撃は誤りである」と発言した。このためSPDは彼の解任を求め、シュレーダー首相は「もし緑の党が協力しないならば、別のパートナーを探す」と語り、牽制した。トリッティン環境相はその後すぐに、軍事派兵に勝る代案はないとして前言を撤回した<sup>(41)</sup>。また19日に党指導部は、政府は一方的かつ期限付きでの停戦を支持したが<sup>(42)</sup>、28日、フィッシャー和平案を弱めるとして一方的かつ無条件によるNATO空爆の終了を拒み、難民へ支援物資を投下すべく数日間の空爆停止を求めるものへと主張を弱めた<sup>(43)</sup>。

5月13日のビーレフェルト緑の党臨時党大会では、底辺緑がNATO空爆の即時かつ無期限停止を求めたが、フィッシャー外相の政策の支持と期限付きの停戦を要求する妥協的な指導部動議が僅差で可決された。党大会決議は、東南欧安定化協定の調印を要求し<sup>(44)</sup>、フィッシャー外相はこの要請を実施した。4月7日にドイツは欧州委員会に東南欧安定化協定の概要を示し、6月10日のEUケルン首脳会談で同協定の実施が決定された。同協定は、東南欧地域での民主制度の構築や統治機能の回復や地域経済の発展を目指しており、予防外交の具体例であった。

### （3）欧洲域外への派兵

2001年9月11日に米同時多発テロが発生し、ブッシュ（George Bush Jr.）米大統領は、アルカイーダへの報復を宣言した。シュレーダー首相は、米政府に軍事支援を約束した。緑の党と連邦政府との見解の相違は、9.11テロ当初から顕著であった。緑の党幹事長は「テロリストへの攻撃に関するドイツの貢献について

(38) Fischer, *Die rot-grünen Jahre*, S. 187.

(39) 和平案は、ユーゴ軍のコソボ撤退後、NATOが24時間空爆を停止することや、和平後、EUもコソボの統治に関与することを提案した。Ivo H.Daalder / Michael E. O' Hanlon, *Winning Ugly. NATO's War to Save Kosovo*, Brooking Institution Press, 1999. p. 166.

(40) „G8-Erklärung zum Kosovo vom 6. 5. 1999“, *BfduiP*, S. 749.

(41) „Grüne Kontroversen“, *Das Parlament*, 23. 4. 1999, S. 1.

(42) „Trittin unterstützt Regierungskurs im Kosovo-Krieg“, *SZ*, 21. 4. 1999, S. 7.

(43) „Vorstand der Grünen lehnt generellen Stop der Angriffe ab“, *SZ*, 28. 4. 1999, S. 5.

(44) „Friede und Menschenrechte vereinbaren! Für einen Frieden im Kosovo, der seinen Namen zu Recht trägt“, *Das Parlament*, 21./28. 5, 1999, S. 21.

て決定する際、同盟国への忠誠を基準にしてはならない」とした。この発言にSPD院内総務は「緑の党は、同盟との連帯とは言葉だけのものではないことを理解しなければならない」と返し、緑の党を牽制した<sup>(45)</sup>。19日の緑の党小党大会では、フィッシャー外相はテロリストへの攻撃に関する連邦軍の派兵への支持を自身への信任投票と一体化させ<sup>(46)</sup>、院内会派47名中38名が派兵を支持した。

10月7日、米軍は対テロ作戦OEF(不朽の自由作戦)を開始した。13日、緑の党小党大会は、国際法に準拠し、政治的紛争収拾の一部として行うという条件の下で連邦軍の戦闘派兵を支持し<sup>(47)</sup>、州理事会も同決定を支持した。

米英軍の空爆は成果を上げず、アフガニスタン市民の死傷者は激増した。ロート(Claudia Roth)緑の党党首は15日、空爆の一時中断を求め、緑の党院内総務、SPD所属の経済協力開発相、国民の過半数も彼女に同調した<sup>(48)</sup>。しかし、緑の党理事会は「一般市民に危害を加えず、適切な兵器を用いる限りで対テロ戦争を支持する」とした<sup>(49)</sup>。

11月5日、米政府は「特殊部隊の派遣というドイツの提案を採用する」との親書をドイツ政府に届けた<sup>(50)</sup>。これをうけて6日、赤緑政権は、対ABC兵器特殊車両や特殊部隊等からなる総勢3900名のアフガニスタン派兵を決定した。同日、SPD院内会派では、数名のみが派兵に反対した。また緑の党理事会は12日、OEFへの連邦軍の派兵を支持した。しかし、シュレーダー首相は13日、連邦軍のOEF派兵と首相信任投票とを一本化させることを決定した。この戦術は裏目に出で、派兵を支持していた野党が反対に転じたため、政府は与党だけで過半数票を獲得する必要に迫られた。派兵に批判的なSPD議員1名と緑の党議員8名が反対か棄権をすれば、首相は不信任となり、政権が瓦解する恐れがあった。

最終的にSPDは派兵支持で纏まった。また緑の党は、党内の派兵抵抗勢力の8名中、4名が反対票、4名が支持票を投じることで纏まった。派兵支持に転じた4名は、政権維持意識から翻意した<sup>(51)</sup>。結局、16日の連邦議会は、首相信任とOEF派兵を一本化した動議を僅差で可決した。24日のロストック緑の党大会

(45) Marianne Heuwagen, „Grüne sehen die Tendenzen hin zur großen Koalition“, SZ, 21. 9. 2001, S. 11.

(46) Nico Fried, „Beschwörender Lobgesang“, SZ, 29. 9. 2001, S. 11.

(47) Nico Fried, „Grüne billigen militärische Mittel im Kampf gegen den Terror“, SZ, 8. 10. 2001, S.1.

(48) „Schmerzhafte Realität“, SZ, 16. 10. 2001, Nr. 238, S. 4. 10月中旬に実施された「アフガニスタン空爆を一時中断すべきと思うか」という質問に、57%が「はい」と答えた。Der Spiegel, 43/2001, S. 23-25.

(49) SZ, 16. 10. 2001, S. 4.

(50) Ralf Beste et al., „Ein deutscher Krieg“, Der Spiegel, 36/2011, S. 81.

(51) Blickpunkt Bundestag, 4/2005, S. 19.

でも、3分の2以上がOEF派兵を支持する指導部動議を支持した<sup>(52)</sup>。

アフガニスタン戦争後、ドイツは同国の再建に関わり、2001年12月には、連邦議会は治安維持や民生復興に従事するISAF（国際治安支援部隊）への連邦軍の派兵を承認した。ドイツは、国益の増大や、英仏といった同盟国と対等な地位を求める意識や、同盟国との連帯意識や、平和構築を実施する意識からOEFやISAFに参加し<sup>(53)</sup>、2002年2月以後、ISAFの指揮国を担った。

#### （4）対米自立を求めて

2002年1月29日、ブッシュ米大統領は、イラクの体制転換や同国に存在するとされた大量破壊兵器の廃棄に取り組む決意を示した。2月2日には、米国防副長官が「テロとの戦いを場合により単独で実施する」と語り、フィッシャー外相は、米政府がイラク攻撃を計画しているという印象を抱いた<sup>(54)</sup>。緑の党は、5月4日のヴィースバーデン党大会で、アメリカのイラク攻撃への反対や、アメリカへのあらゆる支援の拒否を政府に求めた<sup>(55)</sup>。5月22日、シュレーダー首相はブッシュ米大統領に、イラク問題での決定に関わることを希望したが、ブッシュ大統領はそれを拒み、代わりに、イラク攻撃を決定した際には通告することを約束した。この反応からシュレーダー首相は、米政府はイラク攻撃を企図しているとの認識を強めた<sup>(56)</sup>。

9月の連邦議会選挙を前に、与党は野党に劣勢を強いられていた。7月30日、フィッシャー外相は、イラク攻撃に懐疑的な態度を取れば、選挙の勝利に役立つとシュレーダー首相に助言すると共に<sup>(57)</sup>、納得できない誤った戦争に派兵すべく自党内抵抗勢力と戦いの党を纏めることは出来ないとして、イラク攻撃への連邦軍の参加に反対した<sup>(58)</sup>。シュレーダー首相はイラク攻撃への不参加を表明し、選挙戦の劣勢を挽回することを決断した。

8月6日、シュレーダー首相は、UNSC決議の有無を問わず、ドイツはイラク攻撃へのいかなる軍事支援も拒否するという「ドイツの道」を語った。9月13日には、彼は「ドイツの存在に関わる問題に決定を下すのはドイツ政府であり、

(52) „Beschluss zum Kampf gegen den Terrorismus“, *Das Parlament*, 7. 12. 2001, S. 8.

(53) *DBT StenBer*, 16. 11. 2001, S. 19857, 19863. ; *DBT StenBer*, 22. 12. 2001, S. 20827-20828.

(54) Ralf Beste / Konstantin von Hammerstein et al., „Gewaltiger Sturm“, *Der Spiegel*, 5/2003, S. 85.

(55) Bündnis90/Die Grünen, „Beschluss: Keine militärischen Aktionen gegen den Irak“, 4/5. 5. 2002, Wiesbaden.

(56) Gerhard Schröder, *Entscheidungen. Mein Leben in der Politik*, Ullstein, 2007, S. 210.

(57) Ralf Beste / Matthias Geyer et al., „Du musst das hochziehen“, *Der Spiegel*, 13/2003, S. 54.

(58) Joschka Fischer, „I am not convinced“. *Der Irak-Krieg und die rot-grünen Jahre*, Kiepenheuer und Witsch, 2011, S. 123-125.

他のどこでもない」<sup>(59)</sup>と語ることで対米自立や米政府との対決姿勢を示し、独米関係は悪化した。結局9月22日、連邦議会選挙で赤緑は過半数を確保し、政権維持に成功した。

11月8日、UNSCはイラクに大量破壊兵器の査察受け入れや武装解除を求め、さらにその不履行の際には「深刻な結果」を招くとした、決議第1441号を可決した。イラクは同決議を受諾し、査察が開始された。

11月末からドイツ政府は対米関係の修復に努め、「イラク戦争に積極的に参加しないが、同盟の責務を遵守する」方針へと路線を変更し、在独米軍支援やトルコへのAWACS（早期警戒管制機）派遣といった後方支援を表明した。その際、政府と緑の党との間に見解の相違が見られた。緑の党は、12月7日のハノーファー党大会でアメリカのイラク攻撃に反対し、米軍の領空通過や、国内インフラ設備の利用の拒否や、AWACS派兵の拒否や、対ABC兵器特殊車両の撤収を政府に要求した<sup>(60)</sup>。

ドイツは、2003年1月から国連の非常任理事国を務めることが決まっていた。首相や外相は、ドイツの孤立化を避けるために、UNSC決議1441号はイラク攻撃を許容すると解釈した。また彼らは、イラク攻撃を許容するUNSC決議案に対して反対票を投じることをあえて明言せず<sup>(61)</sup>、フィッシャー外相に至っては、同案に賛成票を投じる可能性すら示唆した<sup>(62)</sup>。しかし、与党左派議員は1月9日にハンブルク声明を出し、イラク攻撃を阻むあらゆる試みを講じることや、イラク攻撃を正統化する条件として新たなUNSC決議を求めると共に、同決議で反対票を投じることを政府に要請した<sup>(63)</sup>。

2003年1月下旬、シュレーダー首相は独断で政策を修正し、再度反米路線を明確に打ち出した。1月に首相支持率が急落したことや、2月にニーダーザクセン州選挙を控えていたことから、彼は、イラク攻撃への反対とドイツの不参加、同攻撃を認めるUNSC決議での反対票の投票を喧伝する必要があると考えた<sup>(64)</sup>。1月21日、シュレーダー首相は「米政府は、戦争を正当化するUNSC決議をドイツが支持することをあてにはできない」と表明した。また彼は、アメリカの影響力の圧倒的優越を防ぐ「均衡化」を図り、武力主体の国際秩序に抵抗し、多極化や法による国際秩序を構築したり、ドイツの国際的影響力の増大や対米自立を

(59) DBT StenBer, 13. 9. 2002, S. 25583.

(60) Bündnis90/Die Grünen, „Beschluss: Keine völkerrechtswidrige Unterstützung eines militärischen Alleingangs der USA und Großbritanniens gegen Irak“, 7./8.12. 2002, Hannover.

(61) „Gabriel meldet Führungsansprüche“, Frankfurter Allgemeine Zeitung (以下 FAZ), 8. 1. 2003, S. 1.

(62) „Schröder warnt vor „abstrakter Debatte““, FAZ, 4. 1. 2003, S. 2.

(63) „Linke bei SPD und Grünen für Ablehnung im Sicherheitsrat“, FAZ, 10. 1. 2003, S. 2.

(64) Der Spiegel, 13/2003, S. 58.

図る目的から、仏政府や露政府に接近した。22日の独仏首脳会談後、シュレーダー首相は、イラク攻撃を認めるUNSC決議で賛成票を投じないことや、イラク攻撃にNATO・AWACS隊が参加する場合、それからドイツ兵を撤収させることを表明した<sup>(65)</sup>。さらに2月14日のUNSCでは、イラクの平和的武装解除を謳った独仏露三国合同覚書が提出され、圧倒的多数が査察活動の延長を支持した。しかし、米英軍は3月20日にイラクへの空爆を開始した。

緑の党では、イラク攻撃後のドイツの軍事支援が論点となった。2月22日の州理事会で、ベーア党首は政府路線に沿い、同盟の責務の枠内でのドイツの参加や米軍のドイツ領空通過への支持を表明していたが<sup>(66)</sup>、3月には、米軍の同盟国領空の通過や軍事基地の使用に関して他の同盟諸国と協議すべきと主張した。これに対して3月10日の党理事会は、この件に関する立場に変化がないことを確認し<sup>(67)</sup>、政府の路線に準じた。イラク戦争では、フィッシャー外相と緑の党に見解の乖離が生じたが、最終的には指導部を中心に、党は政府の路線に従った。イラク戦争後はドイツはイラク軍の訓練に従事し、平和構築活動を行った。

### 3 メルケル政権下の派兵政策と緑の党

#### (1) 歴史的自制の更なる放棄

2006年、イスラム主義武装組織ヒズボラがレバノン・イスラエル国境を侵害し、レバノンとイスラエル間で紛争が発生した。UNSCはUNIFIL（国連レバノン暫定軍）IIの派兵を決定した。任務は、レバノン政府とヒズボラ間の武装解除に関する合意の遵守を監視することにあった。8月25日のブリュッセルEU外相臨時会議で、EUはUNIFILII派兵を協議し、最終的にEUは7000名をレバノンへ派遣した<sup>(68)</sup>。

ドイツ社会には、ユダヤ人虐殺への反省から、イスラエルの関与する紛争の收拾や調停のために、中東地域へ戦闘部隊を派遣してはならないという禁忌が存在した。しかし、メルケル首相は、8月17日に、レバノンとイスラエルの国境地帯へ地上軍を展開することについてはドイツの歴史的経験を理由に拒否する一方、「イスラエルの生存権を保証することがドイツの国家理性の一部である場合、我々は関わらないとはいえない」として、海軍の派兵を表明した<sup>(69)</sup>。政府は9月13日の閣議でUNIFILIIへの参加を決定し、連邦議会は24日にこれを承認した。採決では与党に加え、緑の党が派兵を支持する一方、FDPや左翼党が派兵に反

(65) „Schröder geht noch weiter: Kein Ja“, FAZ, 23. 1. 2003, S. 1-2.

(66) Nico Fried, „UN haben Zukunft noch vor sich“, SZ, 24. 2. 2003, S. 8.

(67) „Wenn andere kommen, kommt auch Schröder“, FAZ, 11. 3. 2003, S. 2.

(68) „Bundeswehrmandat um sechs Monat verlängert“, Das Parlament, 30. 11. 2006, S. 9.

(69) Bernard Bode, „Libanon-Einsatz bleibt weiter offen“, Das Parlament, Nr. 37, 11. 9. 2006, S. 1.

対した<sup>(70)</sup>。政府は、イスラエルとレバノンからの要請があったことや、ドイツの歴史的責任やイスラエルの生存権の保証や、国益を派兵の根拠とした<sup>(71)</sup>。クーン緑の党党首は、「イスラエルとの歴史関係を理由に艦船の派遣を拒んではならない。まさにドイツこそが中東に関与する特別なモラル上の責務を負うことができる」<sup>(72)</sup>として、ドイツの歴史的責任に伴う禁忌を再解釈した。

最終的に政府はフリゲート艦等とともに最大 2400 名の海軍を派兵した。かくしてドイツは、イスラエルの関与する紛争の収拾や調停のために中東地域へ戦闘部隊を派遣しないという禁忌を破り、戦後初めてイスラエルの関与する紛争の収拾活動に参加した。ドイツは英仏と同等の指導的地位を求め、UNIFIL II では EU 多国籍海軍部隊の指揮国としてレバノン沿岸海域を監視し、緊急時には武力を用いてヒズボラへの武器の供与を阻止する任務に従事した。

## (2) 非軍事部門と軍事部門を融合した危機管理観の確立

2007 年 4 月、ドイツはアフガニスタン北部の監視を目的に、同地にトルネード警戒戦闘機を派遣した。同年秋に OEF と ISAF とトルネード派兵の延長が予定される中、ISAF に参加したドイツ兵の死亡やアルカイーダによるテロ宣言により、ドイツ社会はアフガニスタン派兵の意味を問い合わせ直した<sup>(73)</sup>。政権内では、外相や国防相が独米関係に与える影響を恐れて OEF 派兵継続で一致し、CDU/CSU の議員もこれに倣う一方、SPD 院内会派の過半数が、ISAF の再建活動を阻害しているとして OEF への派兵継続に反対した<sup>(74)</sup>。

NATO 諸国は、ドイツにより危険なアフガニスタン南部への派兵を要求し、10 月、ドイツ政府は同地へのトルネード ECR 機（電子戦闘偵察型機）の派遣を決定した<sup>(75)</sup>。左翼党を除く CDU/CSU、FDP、緑の党の主要 4 政党は、ISAF の派兵継続支持で一致していた。政府は、主要 4 政党がトルネード ECR 機の派兵に反対するとの懸念から、ISAF 派兵の延長とトルネード機の派兵を結びつけた動議を提出した。

緑の党は、9 月 15 日のゲッティンゲン党大会で、トルネード派兵と結びついで ISAF への連邦軍の派兵継続を拒否すべきと決定した。しかし、クーン院内総務は ISAF 派兵を支持すると表明し、党理事会も議員の自由意志を尊重した<sup>(76)</sup>。その結果、緑の党の議員のうち現実派が賛成票を投じ、連邦議会は、トルネード

(70) „Merkel: Ein Einsatz von historischer Dimension“, FAZ, 14. 9. 2006, S. 1.

(71) DBT. StenBer, 20. 9. 2006, S. 4832.

(72) „Wenn man das Ende des Krieges will, muß man dazu beitragen“, FAZ, 20. 8. 2006, S. 2.

(73) „Wenn wir jetzt aufgeben, haben wir verloren“, Stern, 22/2007, S. 36.

(74) „SPD Spitze bremst die Kritik“, Frankfurter Rundschau (以下 FR), 3. 7. 2007, S. 5.

(75) „Ein Jahr länger in Afghanistan“, SZ, 13./14. 10. 2007, S. 1.

(76) Vera Gaserow, „Aufmüpfige Basis bringt Grünen-Fraktion in die Bredouille“, FR, 18. 9. 2007, S. 5.

派兵と ISAF 繼続派兵を結びつけた動議を 3 分の 2 の支持を得て可決した。緑の党の戦略左派や政権左派は棄権票を、底辺緑は反対票を投じた。

SPD は、10 月 28 日のハノーファー党大会で OEF 派兵継続への支持を決定した。これを背景に 11 月 8 日、政府は、1400 名迄の OEF 派兵継続を閣議で決定し、15 日、連邦議会は政府動議を可決した。緑の党と左翼党は OEF 派兵に反対した。首相や外相は、テロと戦う上では政治・開発・警察・軍事的手段を包括した措置が必要であるという、ネットワーク化された安保概念を根拠に、同派兵を正当化した<sup>(77)</sup>。ドイツは、アフガニスタンで国軍や警官の訓練や、グッドガバナンスの達成といった平和構築を行った。

### （3）より大きな軍事上の国際的役割の追求

2014 年以後、ISIS（イスラム国）が勢力を拡大させ、中東情勢は不安定化した。西側諸国はシリア空爆を実施したが、ドイツは参加せず、外交的紛争解決を求めていた。2015 年 11 月 13 日にはパリで同時多発テロが発生し、ISIS は「フランスやドイツは十字軍国家である」と言及した。25 日、仏大統領がドイツに偵察戦闘機の派遣を要請すると、メルケル首相は「私達は軍事的手段により ISIS と戦う必要がある」と語り、テロとの戦いへの軍事支援を約束した<sup>(78)</sup>。12 月 1 日、ドイツ政府はトルネード偵察戦闘機やフリゲート艦等、総勢 1200 名をシリアへ派遣することを閣議で決定した。背景には、仏政府による軍事派兵の要請に独政府が応じなかったために独仏関係が悪化し、改善が求められたことや、シリアが ISIS の統治下となり、難民が欧洲に流入することを独政府が恐れたという事情があった<sup>(79)</sup>。同派兵はドイツにとって、戦後最大の派兵であった。

12 月 4 日の連邦議会では多数がシリア派兵を支持したが、緑の党の多数は反対した。その際に彼らは、UNSC の授権の不在や、政府の掲げる派兵の根拠が集団的自衛権に基づいている点を批判した。さらに彼らは、軍事力を用いた戦闘も必要だが、移民の社会的統合や予防や、宗教間対立の和解の強化などの非軍事的手段に基づき、紛争の根源からの解決を目指す「総合戦略」も必要であると主張した<sup>(80)</sup>。このように、同党は予防観に加え、事態への対処、紛争収拾後の平和構築による復興までを紛争収拾の連続的過程として捉え、国際社会の諸主体が平和の回復を目的に、効果的に断絶なくこれらの過程に従事する、平和回復観を持っている<sup>(81)</sup>。

(77) DBT StenBer, 8. 11. 2007, S. 12729.

(78) „Merkel: Wir stehen solidarisch an der Seite Frankreichs“, FAZ, 26. 11. 2015, S. 1.

(79) Christiane Hoffmann et al., „Deutscher Brückenbau“, Der Spiegel, 41/2015, S. 22.

(80) Bündnis90/Die Grünen, *Nous sommes unis. Mit Besonnenheit und Solidarität gegen die Angriffe auf Freiheit und Demokratie*, BDK Halle 20.-22. 11. 2015, S. 1-4.

(81) 平和回復については、星野俊也「国際平和回復政策の構想と実際—多国間主義の危機

またドイツ政府は11月26日、同盟国の負担軽減のため、MINUSMA（国連マリ多元統合安定化活動）派兵の拡大を決定した。連邦議会は2016年1月28日に政府動議を可決し、マリではドイツが国軍の訓練に従事している。

#### （4）緑の党や大政党の安全保障観の発展

赤緑政権下、緑の党は最終手段として軍事力を使用する危機管理観を獲得する傍ら、非軍事的紛争収拾措置を推進した。紛争予防の着想はコール（Helmut Kohl）政権下にも存在したが、経済協力開発省が開発政策として実践するにすぎず、OSCE等の国際機構との連繋でも限界が存在した<sup>(82)</sup>。

緑の党は、SPDよりも先行して予防観を強調しており、1998年の連邦議会選挙綱領では、平和の達成や南北問題への対処として、民主化や人権政策と共に紛争予防を挙げていた<sup>(83)</sup>。他方で、この時点のSPDの選挙綱領に予防観は見出されない。フォルマー達は、早期警戒・承認制度や国連待機部隊といった予防の必要性を強調した<sup>(84)</sup>。またベアは、紛争の非軍事的処理や軍事手段の使用や、紛争後の平和構築を主張しており<sup>(85)</sup>、後の包括的安保概念やネットワーク化された安全保障概念を先取りしていた。2001年にはフィッシャー外相は、民族紛争の予防的阻止と共に最終手段として軍事力の使用を認める予防観（以下、拡大予防観）を示した<sup>(86)</sup>。

1999年4月のSPD党大会決議は「コソボ地域で予防的及び持続的な紛争解決という包括的手法が追求される必要がある」<sup>(87)</sup>と言及したが、予防の詳細な内容は示されていなかった。2000年にはSPD議員も予防の重要性を強調し、その詳細を示した<sup>(88)</sup>。エルラー（Ernot Erler）（SPD）は平和構築や開発政策に加え、軍事的手段に基づく紛争収拾を予防と捉えており<sup>(89)</sup>、フィッシャーの拡大予防観を共有した。

2001年11月にSPDは、開発政策や人権政策や異文化間対話による予防を包摂した拡大／包括的安保概念を示した。そこでは紛争予防の手段として、人権や開発政策や異文化交流が重視され、このうち開発政策は、経済・社会・政治及び自然環境上の紛争要因の除去に寄与するとされた。さらに、EUは紛争予防能力

を越えて」『季刊国際政治』137号（2004年）、36頁。

(82) Volmer, *Die Grünen und die Außenpolitik*, S. 550.

(83) Bündnis90/Die Grünen, *Grün ist der Wechsel. Programm zur Bundestagswahl 1998*, Clausen & Bosse, Leck, 1998, S. 151.

(84) *DBT. StenBer*, 8. 6. 1999, S. 3501.

(85) *DBT. StenBer*, 5. 5. 1999, S. 3155.

(86) *DBT. StenBer*, 16. 11. 2001, S. 19877.

(87) SPD, *Protokoll Parteitag Bonn 12. 4. 1999. Verantwortung*, S. 89.

(88) *DBT. StenBer*, 27. 1. 2000, S. 7716, 7730.

(89) *DBT. StenBer*, 29. 10. 2002, S. 100.

を強化する政治・軍事・経済・社会及び環境要素を包含した、包括的安保概念を発展させる必要があるとした<sup>(90)</sup>。このように、SPDの予防観は、開発政策を包摂したものへ変質した。なお、包括的安保概念における予防観は、最終手段としての軍事力の使用を概念上、包摂していない。2002年のSPDと緑の党の連立協定では、人権・文化・教育・武器輸出管理・開発政策は、平和構築を含む紛争予防の重要な要素とされた<sup>(91)</sup>。またシュレーダー首相は、2002年10月、ドイツは軍事力による暴力の制圧に加え、予防的な紛争収拾や社会経済上の安全や人権に関与する、包括的な安保政策を採用する責務があると論じた<sup>(92)</sup>。SPDは最終的に、軍備管理を含む安全保障、教育、人権、開発、環境、宗教間対話に跨る紛争予防を基盤に、非軍事的紛争収拾措置と軍事力の使用とを一体化させた拡大／包括的安保概念を提唱した<sup>(93)</sup>。

赤緑政権は紛争予防や平和構築を実施し、国連待機部隊を提供したり、予防展開としてマケドニア派兵を実施したほか、開発援助や武器輸出管理を強化した。1999年の欧州理事会やG8では、同政権は議長国として、紛争予防の強化や違法小火器の輸出との戦いといった諸決定を誘導した<sup>(94)</sup>。さらに同政権は、アフガニスタンやイラクで平和構築に従事した。緑の党は紛争予防や平和構築の実施に貢献し、フィッシャー外相は、東南欧安定化協定を具体化した。またフォルマー外務政務次官は、EUで紛争予防や平和構築を重要議題とすることに寄与した。また彼は、国連やOSCEやEUの予防活動に従事する民間人材の育成や派遣を担う、国際平和派遣センターを設立した。彼はさらに、紛争予防に携わる閣僚間の調整、資金の拡充や行動計画「非軍事的紛争予防・紛争収拾・平和構築」の構想にも携わった<sup>(95)</sup>。

緑の党やSPDによる予防観の強調は、CDU/CSUに予防の意義を強く認識させたと思われる。赤緑政権期のCDU/CSUでは、2000年まで目立った形での予防への言及はなかった。しかし、2001年、CDU/CSU党大会決議は「連邦軍は

(90) Vorstand der SPD, *Beschlüsse Parteitag der SPD in Nürnberg. 19. bis 22. November 2001*, S. 18-49.

(91) SPD und Bündnis90/Die Grünen, *Koalitionsvertrag 2002 – 2006. Erneuerung–Gerechtigkeit–Nachhaltigkeit*, S.74.

(92) DBT, *StenBer*, 29. 10. 2002, S. 57.

(93) Presse- und Informationsamt der Bundesregierung, „Rede von Bundeskanzler Gerhard Schröder anlässlich der Eröffnung der Bundesakademie für Sicherheitspolitik am 19. 3. 2004 in Berlin“, *Bulletin 2010*, Nr. 25-3.

(94) Gunilla Fincke / Arzu Hatakoy, „Krisenprävention als neues Leitbild der deutschen Außenpolitik: Friedenspolitik mit zivilen und militärischen Mitteln?“, Sebastian Harnisch et al. (Hrsg.), *Deutsche Sicherheitspolitik. Eine Bilanz der Regierung Schröder*, Nomos, 2004, S. 63-73.

(95) <http://www.ludger-volmer.de/staatsminister.html> (2016年11月30日最終閲覧)

……紛争予防という……高まる責務を履行する能力がなければならない」<sup>(96)</sup>として、予防に言及した。その際、開発政策はテロリズムを予防する重要な手段とされた。またSPDの拡大／包括的安保概念は、CDU/CSUの安保観に影響を及ぼしたと思われる。第1次メルケル政権下の遅くとも2006年から、CDU/CSUも拡大／包括的安保概念を示し始めた。CDU/CSUの拡大安保概念では開発政策が不可欠であり、軍事力による紛争解決は、再建といった非軍事的努力との抱き合わせにより成功するとされた。紛争予防は、軍事、警察、諜報、人道的手段を用いる安保政策や、文化間対話を含む開発政策や、国内治安や、対外経済分野に跨るものへと変更された<sup>(97)</sup>。2009年にはCDU/CSUは、ネットワーク化された安保概念の下、紛争収拾や紛争予防は開発・警務・文化政策や軍事手段と併せて実施される必要があるとした<sup>(98)</sup>。拡大／包括的安保概念やネットワーク化された安保概念は、平和回復観を反映していた。さらに、メルケル政権もアフガニスタンやマリ、イラク等で平和構築を実施している。

### おわりに

以上でみてきたように、緑の党は、政権参画願望や政権与党としてのプラグマティズムや政権維持意識から安保観を決定的に転換させた。その際、政権左派の安保観の転換が重要であった。現実派やフィッシャーの党内での影響力は限られており、政権左派の協力により、政府は政策を実施できた。また、同党がコソボ派兵やOEF派兵を支持した背景には、同党の指導的政治家達が人権観点や平和の構築を重視する意識もあったが、寧ろ政権維持意識や、同盟国との連帯の重視といったプラグマティズムを示したことがあげられる。また同党は、与党としてのプラグマティズムを示し、機構改革を行った。2007年以降、同党は現実派の影響力の低下や、政権維持意識から解放されたことを背景に、非軍事的な紛争収拾手段を強調する方針へと立ち返った。

政権離脱を導きかねない緑の党派兵抵抗勢力の影響力ゆえに、シュレーダー首相やフィッシャー外相は苦肉の策を強いられた。コソボ戦争では外交的紛争収拾を積極的に実施せざるを得ず、OEF派兵では派兵の支持と首相信任投票を結びつけた。イラク戦争ではリスクを避け、派兵を拒絶した。このように緑の党の政権離脱圧力は、SPDやフィッシャー外相の政策運営を左右した。また、緑の党

(96) CDU, *Leitsätze für eine Außen- und Sicherheitspolitik. Beschlüsse des 14. Parteitages der CDU Deutschlands. Parteitag im Dresden*, 2001, S. 18-19.

(97) Bulletin der Bundesregierung, „Rede von Bundeskanzlerin Dr. Angela Merkel im Rahmen einer Vortragsveranstaltung der Deutschen Gesellschaft für Auswärtige Politik“, 8. 11. 2006, S. 6.; vgl. SPD, *Vertrauen in Deutschland. Wahlmanifest der SPD*, 2006, S. 61-62.

(98) Bulletin der Bundesregierung, „Rede von Bundeskanzlerin Dr. Angela Merkel auf der 45. Münchner Sicherheitskonferenz am 7. Februar 2009 in München“, 7. 2. 2009, S. 4.

は議題設定機能を発揮し、大政党に予防や平和構築の重要性を認識させたと思われる。

ドイツは軍事力の使用に関する自制や、歴史的背景に基づいた特定行動への禁忌意識を弱め、派兵は拡大し、最終手段として軍事力を使用する危機管理観を形成するに至った。またドイツは、国益の強化や同盟国と同等の地位を目指し、指揮国を担った。さらにドイツは、対米自立や国際的影響力の増大を求める観念や、国際秩序を形成する意思を強化した。他方で、緑の党やSPDは紛争予防や平和構築を洗練し、外交政策で具体化させた。その際、緑の党も独自の案を具体化させた。ドイツは、シビリアンパワー論と普通の大国論の双方を構成する理念を融合させたハイブリッド型の主導像 (Leitbild) を獲得したが<sup>(99)</sup>、緑の党やSPDの非軍事的紛争収拾理念はシビリアンパワー論の構成理念の一つであり、現在のドイツ外交の主導像に反映されている。

\* 本稿はJSPS科研費26780108の助成を受けた研究成果の一部である。

---

(99) シビリアンパワー論とは、国家主権の超国家機構への移譲や非軍事的な紛争収拾を志向する考え方である。普通の大国論とは、国益の極大化、軍事力による危機管理等、権力志向の外交を追求する考え方である。主導像は、行動基準や方向性を規定する目標についての観念や、権力や物質的利害に関する認識を含む現状認識により構成されるアイデアの結晶体である。Heinrich Schneider, „Europäische Integration: die Leitbilder und die Politik“, *Politische Vierteljahresschrift*, 23/1992, S. 4-5.